

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

規 則

○福島県介護保険法施行細則の一部を改正する規則

○福島県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則
○福島県障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則

規 則

福島県介護保険法施行細則の一部を改正する規則、福島県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則及び福島県障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

福島県規則第三十三号

福島県介護保険法施行細則の一部を改正する規則

福島県介護保険法施行細則(平成十二年福島県規則第百三十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「、第百七条第一項」を削り、同条の次に次の一条を加える。

(特定施設入居者生活介護の利用定員の増加の申請)

第一条の二 法第七十条の三第一項の規定による申請は、特定施設入居者生活介護利用定員増加申請書(様式第一号の二)により行うものとする。

第三条第一項中「、第百十一条及び第百十五条の五第一項」を「及び第百十五条の五第一項並びに健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第百三十条の二第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前の介護保険法(以下「旧法」という。)(第百十一条)に改める。

第四条中「又は」の下に「旧法」を加える。
第八条中「法」を「旧法」に改める。

福島県知事 佐藤 雄平

第九条中「、第九十四条の二第一項及び」を「及び第九十四条の二第一項並びに旧法」に改める。

第十一条中「、第百十三条の二第四項及び第百十五条の八第四項」を「及び第百十五条の八第四項並びに旧法第百十三条の二第四項」に改める。

第十二条第一項中「第一条」の下に「、第一条の二」を加え、「(事業所又は施設の所在地がいわき市の場合にあつては、福島県いわき地方振興局長)」を削る。

附 則

1 この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

2 当分の間、改正後の福島県介護保険法施行細則(以下「改正後の規則」という。)

第一条、第一条の二、第三条第一項、第四条、第八条及び第九条の規定にかかわらず、様式第一号、様式第一号の二、様式第三号、様式第五号、様式第九号及び様式第十号は、別に定める。

3 この規則の施行の際現に改正前の福島県介護保険法施行細則(以下「改正前の規則」という。)の規定に基づいて提出されている申請書又は届出書は、改正後の規則の相当規定に基づいて提出された申請書又は届出書とみなす。

4 この規則の施行の際現に作成されている改正前の規則に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

(高齢福祉課介護保険室)

福島県規則第三十四号

福島県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

福島県児童福祉法施行細則(昭和二十七年福島県規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

第五条の次に次の四条を加える。

(指定障害児通所支援事業者の指定)

第五条の二 法第二十一条の五の五第一項の規定により法第二十一条の五の三第一項の指定の申請をしようとする者は、指定障害児通所支援事業者指定申請書(第六号様式の二)を知事に提出しなければならない。

2 法第二十一条の五の五第一項の規定により法第二十一条の五の三第一項の指定の申請をしようとする者は、法第二十一条の五の五第二項各号(医療型児童発達支援に係る指定の申請の場合にあつては、第七号を除く。)のいずれにも該当しない旨を、欠格事由に関する届出書(第六号様式の三)により、前項の申請書に併せて提出しなければならない。

(指定障害児通所支援事業者の標示)

第五条の三 法第二十一条の五の五第一項の規定により法第二十一条の五の三第一項の指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に標示するものとする。

(指定障害児通所支援事業者の変更等の届出)

指定障害児通所支援事業者の変更等の届出

第五條の四 法第二十一条の五の十九第一項の規定による同項に規定する変更の届出は、変更届出書（第六号様式（四））によらなければならない。

2 法第二十一条の五の十九第一項の規定による同項に規定する事業の再開の届出又は同条第二項の規定による同項に規定する事業の廃止若しくは休止の届出は、廃止・休止・再開届出書（第六号様式（五））によらなければならない。

（指定障害児通所支援事業に係る公示）
第五條の五 法第二十一条の五の二十四の規定による公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 指定障害児通所支援事業者の事業所の名称及び所在地
- 二 指定障害児通所支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地
- 三 指定、事業の廃止又は指定の取消しの年月日
- 四 障害児通所支援事業の種類
- 五 その他知事が必要と認める事項

第九條の五を次のように改める。

（指定障害児入所施設の指定）

第九條の五 法第二十四条の九第一項の規定により法第二十四条の二第一項の指定の申請をしようとする者は、指定障害児通所支援事業者 指定申請書を知事に提出しなければならない。

2 法第二十四条の九第一項の規定により法第二十四条の二第一項の指定の申請をしようとする者は、法第二十四条の九第二項において準用する法第二十一条の五の十五第二項各号（第七号を除く。）のいずれにも該当しない旨を、欠格事由に関する届出書により、前項の申請書を併せて提出しなければならない。

第九條の六の見出しを「（指定障害児入所施設の標示）」に改め、同条中「指定知的障害児施設等」を「法第二十四条の二第一項」に改める。

第九條の七の見出し中「指定知的障害児施設等」を「指定障害児入所施設」に改め、同条中「規則第二十五条の二十二の規定による提出」を「法第二十四条の十三の規定による変更の届出」に改め、「（第十号様式（二））」を削る。

第九條の八の見出し中「指定知的障害児施設等」を「指定障害児入所施設」に改める。第九條の九の見出し中「指定知的障害児施設等」を「指定障害児入所施設」に改め、同条第一号及び第二号中「施設」を「指定障害児入所施設」に改め、同条第四号中「施設支援」を「障害児入所施設」に改める。

第九條の十中「第七條の七第一項及び第二項、第七條の九並びに第七條の十に規定する申請書又は」を「第五條の二第一項及び第九條の五第一項に規定する申請書又は第五條の四第一項及び第二項、第九條の七並びに第九條の八に規定する」に、「施設」を「指定障害児通所支援事業者の事業所又は指定障害児入所施設」に改める。

第十條第一項中「の相談支援事業」を「の障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五條第十七項に規定する一般相談支援事業又は特定相談支援事業（以下「障害者等相談支援事業」という。）」に、「若しくは相談支援事業」を「若しくは障害者

等相談支援事業」に改める。

第十一條中「第十三條の二第一項、第十三條の三から第十三條の七まで、第十五條の十から第十八條まで及び第二十條から」を「第十五條の九の二から」に改め、「児童家庭支援センター」の下に「若しくは県以外の障害者等相談支援事業を行う者」を加える。

第十二條第一項中「児童福祉施設」を「乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立生活施設（以下この条において「施設」という。）」に、「指定医療機関等」を「指定医療機関」に、「児童福祉施設又は」を「施設又は」に、「指定医療機関等及び」を「指定医療機関及び」に改める。

第十三條中「指定医療機関等」を「指定医療機関」に改める。

第十四條中「前五條」を「第十三條の二から第十三條の六まで」に改める。

第十五條の九の次に次の三條を加える。
（障害児通所支援事業等の開始の届出）
第十五條の九の二 法第三十四条の三第二項の規定による届出は、障害児通所支援事業 開始届出書（第十五号様式（二））を所轄の保健福祉事務所長を経由して知事に提出して行わなければならない。

（障害児通所支援事業等の変更の届出）
第十五條の九の三 法第三十四条の三第三項の規定による変更の届出は、障害児通所支援事業 変更届出書（第十五号様式（二）の二）を所轄の保健福祉事務所長を経由して知事に提出して行わなければならない。

（障害児通所支援事業等の廃止又は休止の届出）
第十五條の九の四 法第三十四条の三第四項の規定による廃止又は休止の届出は、障害児通所支援事業 廃止（休止）届出書（第十五号様式（二）の三）を所轄の保健福祉事務所長を経由して知事に提出して行わなければならない。

第十五條の十の見出し中「児童自立生活援助事業」を「児童自立生活援助事業等」に改め、同条中「第三十四条の三第一項」を「第三十四条の四第一項」に改め、「児童自立生活援助事業」の下に「又は小規模住居型児童養育事業」を加え、「第十五号様式（二）」を「第十五号様式（二の四）」に改める。

第十五條の十一の見出し中「児童自立生活援助事業」を「児童自立生活援助事業等」に改め、同条中「第三十四条の三第二項」を「第三十四条の四第二項」に改める。

第十五條の十二の見出し中「児童自立生活援助事業」を「児童自立生活援助事業等」に改め、同条中「第三十四条の三第三項」を「第三十四条の四第三項」に改め、「児童自立生活援助事業」の下に「又は小規模住居型児童養育事業」を加える。

第九號様式を次のように改める。

第九號様式 別添

第十号様式を次のように改める。
 第十号様式 削除
 第十号様式の二を次のように改める。
 第十号様式の二 削除

附 則

- 1 この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第十四条の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 当分の間、改正後の福島県児童福祉法施行細則（以下「改正後の規則」という。）第五条の二、第五条の四、第九条の五、第九条の七、第九条の八、第十五条の九の二、第十五条の九の三、第十五条の九の四、第十五条の十、第十五条の十一及び第十五条の十二の規定にかかわらず、第六号様式の二、第六号様式の三、第六号様式の四、第六号様式の五、第十号様式の三、第十五号様式の二、第十五号様式の三及び第十五号様式の二の三、第十五号様式の二の四、第十五号様式の三及び第十五号様式の四は、別に定める。
- 3 この規則の施行の際現に作成されている改正前の規則に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

（障がい福祉課）

福島県規則第三十五号

福島県障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則

福島県障害者自立支援法施行細則（平成十八年福島県規則第七十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「省令第三十四条の七第一項、省令第三十四条の八から第三十四条の十九まで、省令第三十四条の二十四第一項及び省令第三十四条の二十七第一項」を「法第三十六条第一項、法第三十八条第一項及び法第五十一条の十九第一項の規定による申請並びに法第四十一条第二項及び法第五十一条の二十一第一項の規定による更新の申請」

「指定障害福祉サービス事業者」 「指定障害福祉サービス事業者」

に、指定障害者支援施設指定申請書を 指定障害者支援施設指定

指定相談支援事業者 指定一般相談支援事業者

（更新）申請書 に改め、同条第二項中「（法第四十条において読み替えて準用する場合を含む。）及び法第三十八条第一項を」

「法第三十八条第一項及び法第五十一条の十九第一項」に、「及び法第四十条」を「及び法第五十一条の十九第二項」に、「欠格事由に関する届出書」を「障害者自立支援法第三十六条第三項各号の規定に該当しない

「指定障害福祉サービス事業者」

「指定障害福祉サービス事業者」 「指定障害福祉サービス

事業者」 「指定障害者支援施設指定申請書」を 指定障害者支援

「指定障害福祉サービス事業者」 「指定障害福祉サービス

事業者」 「指定相談支援事業者」を 指定一般相談支援

事業者」 「指定一般相談支援

事業者」 「指定一般相談支援

事業者」 「指定一般相談支援

施設指定（更新）申請書 に改める。
 事業者

第三条中「（法第四十条において読み替えて準用する場合を含む。）及び法第三十八条第一項」を「法第三十八条第一項及び法第五十一条の十九第一項」に、「指定相談支援事業者」を「指定一般相談支援事業者」に改める。

第四条第一項中「第四十六条第二項」を「第四十六条第三項及び法第五十一条の二十五第一項」に改め、同条第二項中「省令第三十四条の二十八第二項」を「法第五十一条の二十五第二項」に改める。

第五条中「第五十一条」の下に「及び法第五十一条の三十第一項」を加える。

第九条の次に次の一条を加える。

（指定自立支援医療機関の指定更新の申請書）

第九条の二 法第六十条第一項に規定する指定の更新の申請書（育成医療及び更生医療に係るものに限る。）は、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定更新申請書（様式第六号の二）とする。

2 法第六十条第一項に規定する指定の更新の申請書（精神通院医療に係るものに限る。）は、指定自立支援医療機関（精神通院医療）指定更新申請書（様式第六号の三）とする。

第十三条第一項中「第九条第一項」の下に「、第九条の二第一項」を加え、同条第三項中「第四十三条の四第一項」を「第四十三条の七第一項」に改める。

附 則

1 この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

2 当分の間、改正後の福島県障害者自立支援法施行細則（以下「改正後の規則」という。）第二条、第四条及び第九条の二の規定にかかわらず、様式第一号、様式第二号、様式第三号、様式第四号、様式第六号の二及び様式第六号の三は、別に定める。

3 この規則の施行の際現に改正前の福島県障害者自立支援法施行細則（以下「改正前の規則」という。）の規定に基づいて提出されている申請書（第一号様式による指

定障害福祉サービス事業者

指定障害者支援施設指定申請書を除く。）又は届出書は、改正後の規則の規定に

定相談支援事業者

に基づいて提出された申請書又は届出書とみなす。

4 この規則の施行の際現に作成されている改正前の規則に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

（障がい福祉課）